

各県立学校長 様

教 育 長

夏季休業中における新型インフルエンザの集団感染の発生について

このことについて、文部科学省より別添写しのとおり通知がありました。

夏季休業期間中における新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する対応については、平成21年7月17日付け21教保第128-10号で通知しているところですが、7月31日に今治北高等学校、8月1日に宇和高等学校、8月4日に内子高等学校などの生徒に新型インフルエンザ（A/H1N1）に感染が確認されたことを踏まえ、別添通知の内容や下記の点に留意し、適切に対応してください。

また、学校における対応について不明な点がありましたら、個別に保健スポーツ課まで連絡ください。

さらに、現在全国高等学校総合体育大会をはじめ、県外の大会等に参加している児童生徒がいる学校においては、速やかに本通知の趣旨を周知してください。

なお、8月下旬に、県立学校及び市町教育委員会を対象とした新型インフルエンザの対応等学校における危機管理についての研修会の実施を予定しております。詳細については追って連絡します。

記

- 1 夏季休業期間中においても、うがい、手洗いや咳エチケット等を励行すること。
- 2 平成21年7月1日21教保第128-9号「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」で依頼している「クラスターサーベイランス」は、夏季休業中においても実施する。部活動や補充学習等、学校における活動中の児童生徒等の健康状況の把握に努めること。
- 3 新型インフルエンザの感染（疑似症患者含む）が確認された場合には、児童生徒等の健康観察を行うこと。
また、部活動、補充学習等の活動への参加を控えさせるなど、状況に応じて必要な措置を講ずること。
部活動などにおける公式な大会への参加については、主催者と協議したうえで、当日の生徒の健康状態を確認し、学校長が決定すること。
なお、夏季休業終了時において体調が回復していない場合には、必要に応じて出席停止などの措置を講ずること。
- 4 その他、政府の基本的対処方針や厚生労働省の運用指針（ ）、これまで発出した通知等を踏まえ、新型インフルエンザの感染予防及び感染拡大防止に努めること。
医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改訂版）（平成21年6月19日 厚生労働省）

【本件連絡先】

保健スポーツ課学校体育係089-912-1000（内2982）

(参考)

現段階における新型インフルエンザの感染確認について

同一集団（原則として学級、部活動単位）において、インフルエンザ様症状により医療機関を受診し、迅速検査等によりインフルエンザと診断された者が2名以上現れた場合に、その内の数名に対し、PCR検査が実施される。

PCR検査の結果、新型インフルエンザの感染が確認された場合には、その集団でPCR検査を受けていないが、迅速検査による陽性反応が出た者や臨床症状から新型インフルエンザの疑いがあると判断された者については、疑似症患者と認定され、PCR検査により感染が確認された者と同様の対応が必要になる。